



# 鳥取県公報

平成17年10月21日(金)  
号外第168号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

監査公告 監査結果の公表(9) ..... 1

### 監 査 委 員 公 告

#### 鳥取県監査委員公告第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成16年度に係る財務に関する事務の執行等について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成17年10月21日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺  
鳥取県監査委員 井 上 耐 子  
鳥取県監査委員 上 村 忠 史  
鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

#### 1 報告

##### (1) 監査の概要

##### ア 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

##### イ 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### (ア) 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類又は事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を受けることを基本として行う監査

##### (イ) 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を受けて行う監査

##### ウ 監査実施機関の数

| 区 分     | 監査対象<br>機関の数 | 監査実施<br>機関の数 | 左 の 内 訳 |      |
|---------|--------------|--------------|---------|------|
|         |              |              | 実地監査    | 書面監査 |
| 知 事 部 局 | 119          | 119          | 106     | 13   |
| 企 業 局   | 3            | 3            | 2       | 1    |

|             |     |     |     |    |
|-------------|-----|-----|-----|----|
| 病 院 局       | 3   | 3   | 3   | 0  |
| 教 育 委 員 会   | 56  | 56  | 22  | 34 |
| 警 察 本 部     | 12  | 12  | 5   | 7  |
| 委 員 会 等     | 3   | 3   | 3   | 0  |
| 県 議 会 事 務 局 | 1   | 1   | 1   | 0  |
| 協 議 会       | 1   | 1   | 0   | 1  |
| 合 計         | 198 | 198 | 142 | 56 |

## エ 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 石差 英旺  
 同 井上 耐子  
 同 上村 忠史  
 同 福間 裕隆

## (2) 監査結果

## ア 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の収入事務、支出事務、契約事務等について不適正なものがあったので、イの対象機関別の状況に記載のとおり指摘し、及び改善するよう求めた。

また、次に掲げる事務の処理等について改善を要すると認められた事項について、文書により注意を行った。

## (ア) 収入事務

調定の漏れ又は遅延、調定金額の誤り、未収金の増加その他の収入事務手続の不適正

## (イ) 支出事務

概算旅費の精算の遅延、支出の年度区分又は支出科目の誤りその他の支出事務手続の不適正

## (ウ) 契約事務

見積書の徴取、契約保証金若しくは入札保証金の免除手続又は変更契約の不適正その他の契約事務手続の不適正

## (エ) 補助金等事務

交付決定、実績報告書の徴取又は額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務処理の不適正

## (オ) 財産管理事務

郵券類の管理又は公有財産台帳の整備に係る不適正、行政財産の使用許可の遅延その他の財産管理事務の処理の不適正

## イ 対象機関別の状況

## (ア) 防災局

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関       | 実 施 日         | 実 施 方 法 |
|---------------|---------------|---------|
| 防 災 危 機 管 理 課 | 平成17年 8 月30日  | 実 地 監 査 |
| 消 防 課         | 平成17年 8 月 3 日 | 〃       |
| 消 防 学 校       | 平成17年 7 月28日  | 書 面 監 査 |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (イ) 総務部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関             | 実 施 日       | 実 施 方 法 |
|---------------------|-------------|---------|
| 総 務 課               | 平成17年 8月30日 | 実 地 監 査 |
| 県 民 室               | 平成17年 7月19日 | 〃       |
| 広 報 課               | 平成17年 7月28日 | 〃       |
| 教 育 ・ 学 術 振 興 課     | 平成17年 7月20日 | 〃       |
| 管 財 課               | 平成17年 8月25日 | 〃       |
| 職 員 課               | 平成17年 8月24日 | 〃       |
| 福 利 厚 生 室           | 平成17年 8月 9日 | 〃       |
| 行 政 経 営 推 進 課       | 〃           | 〃       |
| 財 政 課               | 平成17年 8月25日 | 〃       |
| 税 務 課               | 平成17年 8月 3日 | 〃       |
| 市 町 村 振 興 課         | 平成17年 8月30日 | 〃       |
| 国 際 課               | 平成17年 7月19日 | 〃       |
| 行 政 監 察 室           | 平成17年 7月28日 | 〃       |
| 人 権 推 進 課           | 平成17年 7月27日 | 〃       |
| 同 和 対 策 課           | 平成17年 7月19日 | 〃       |
| 東 京 事 務 所           | 平成17年 8月25日 | 書 面 監 査 |
| 大 阪 事 務 所           | 平成17年 4月25日 | 実 地 監 査 |
| 中 部 総 合 事 務 所       |             |         |
| 県 民 局               | 平成17年 7月 8日 |         |
| 中 部 県 税 事 務 所       | 平成17年 7月 7日 | 〃       |
| 福 祉 保 健 局           | 〃           |         |
| 農 林 局               | 平成17年 7月 8日 |         |
| 県 土 整 備 局           | 〃           |         |
| 西 部 総 合 事 務 所       |             |         |
| 県 民 局               | 平成17年 7月 7日 |         |
| 西 部 県 税 事 務 所       | 〃           | 〃       |
| 農 林 局               | 平成17年 7月 8日 |         |
| 県 土 整 備 局           | 〃           |         |
| 日 野 総 合 事 務 所       |             |         |
| 県 民 局               | 平成17年 5月31日 |         |
| 福 祉 保 健 局           | 〃           | 〃       |
| 農 林 局               | 平成17年 6月 1日 |         |
| 県 土 整 備 局           | 〃           |         |
| 公 文 書 館             | 平成17年 8月30日 | 〃       |
| 自 治 研 修 所           | 平成17年 6月 7日 | 〃       |
| 東 部 県 税 事 務 所       | 平成17年 7月12日 | 〃       |
| 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー | 平成17年 8月 5日 | 書 面 監 査 |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

鳥取県公式ホームページ「とりネット」の管理に係るサポート業務の委託契約において、予定価格

調書を作成していなかった。(広報課)

職員宿舎に係る財産貸付収入の未収金について、督促及び違約金の徴収を行っていない。(管財課)

継続許可分に係る国有財産等使用料等が遅延して調定されていた。(日野総合事務所県土整備局)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ウ) 企画部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関       | 実 施 日       | 実 施 方 法 |
|---------------|-------------|---------|
| 企 画 振 興 課     | 平成17年 8月24日 | 実 地 監 査 |
| 地 域 自 立 戦 略 課 | 平成17年 8月25日 | 〃       |
| 協 働 推 進 室     | 平成17年 7月19日 | 〃       |
| 情 報 政 策 課     | 平成17年 8月 9日 | 〃       |
| 交 通 政 策 課     | 平成17年 7月13日 | 〃       |
| 統 計 課         | 平成17年 8月10日 | 〃       |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

概算旅費の返納が遅延していた。(交通政策課)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(エ) 文化観光局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関       | 実 施 日       | 実 施 方 法 |
|---------------|-------------|---------|
| 振 興 課         | 平成17年 9月 1日 | 実 地 監 査 |
| 文 化 芸 術 課     | 平成17年 8月 4日 | 〃       |
| 国 内 交 流 推 進 室 | 平成17年 7月13日 | 〃       |
| 観 光 課         | 平成17年 7月27日 | 〃       |
| 景 観 自 然 課     | 平成17年 7月20日 | 〃       |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(オ) 福祉保健部

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関       | 実 施 日       | 実 施 方 法 |
|---------------|-------------|---------|
| 福 祉 保 健 課     | 平成17年 9月 1日 | 実 地 監 査 |
| 障 害 福 祉 課     | 〃           | 〃       |
| 長 寿 社 会 課     | 平成17年 8月25日 | 〃       |
| 子 ども 家 庭 課    | 平成17年 8月10日 | 〃       |
| 医 務 薬 事 課     | 平成17年 8月 4日 | 〃       |
| 健 康 対 策 課     | 平成17年 8月26日 | 〃       |
| 東 部 福 祉 保 健 局 | 平成17年 6月 7日 | 〃       |
| 東 部 福 祉 保 健 局 | 〃           | 〃       |

| 八 頭 支 局                      |            |         |
|------------------------------|------------|---------|
| 西 部 福 祉 保 健 局                | 平成17年7月7日  | 〃       |
| 皆 成 学 園                      | 平成17年6月9日  | 〃       |
| 皆生小児療育センター                   | 平成17年4月20日 | 〃       |
| 鳥 取 療 育 園                    | 平成17年4月19日 | 〃       |
| 中 部 療 育 園                    | 平成17年8月29日 | 書 面 監 査 |
| 母 来 寮                        | 平成17年5月13日 | 実 地 監 査 |
| 岩 井 長 者 寮                    | 平成17年8月29日 | 書 面 監 査 |
| 福祉相談センター<br>中央児童相談所<br>婦人相談所 | 〃          | 〃       |
| 倉吉児童相談所                      | 平成17年5月13日 | 実 地 監 査 |
| 米子児童相談所                      | 平成17年8月29日 | 書 面 監 査 |
| 喜 多 原 学 園                    | 〃          | 〃       |
| 保 育 専 門 学 院                  | 平成17年6月9日  | 実 地 監 査 |
| 鳥 取 看 護 専 門 学 校              | 平成17年8月29日 | 書 面 監 査 |
| 倉吉総合看護専門学校                   | 平成17年6月9日  | 実 地 監 査 |
| 精神保健福祉センター                   | 平成17年4月19日 | 〃       |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

雑入（平成14年度鳥取県障害者等県立施設利用促進交付金に係る返還金）が遅延して調定されていた。（福祉保健課）

継続契約分に係る財産貸付収入が遅延して調定されていた。（障害福祉課）

概算旅費の返納が遅延していた。（医務薬事課）

雑入（行政財産の使用許可を受けて庁舎に入居している団体に係る電気料金、水道料金及び清掃料金）について調定の漏れ等があった。（東部福祉保健局）

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金について、前年度に注意しているにもかかわらず、未収金が増加していた。（東部福祉保健局）

雑入（行政財産の使用許可を受けて庁舎に入居している団体に係る電気料金及び清掃料金）について調定の漏れ等があった。（西部福祉保健局）

雑入（公衆電話の利用料金）について調定の漏れがあった。（皆成学園）

自動制御設備保守点検業務委託契約において、予定価格調書を作成していなかった。（皆成学園）

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (カ) 生活環境部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関           | 実 施 日      | 実 施 方 法 |
|-------------------|------------|---------|
| 環 境 政 策 課         | 平成17年8月30日 | 実 地 監 査 |
| 環 境 管 理 推 進 課     | 平成17年7月14日 | 〃       |
| 循 環 型 社 会 推 進 課   | 平成17年8月3日  | 〃       |
| 男 女 共 同 参 画 推 進 課 | 平成17年8月10日 | 〃       |
| 県 民 生 活 課         | 平成17年7月20日 | 〃       |

|                |            |      |
|----------------|------------|------|
| 食の安全推進課        | 平成17年8月24日 | 〃    |
| 住宅政策課          | 平成17年7月20日 | 〃    |
| 衛生環境研究所        | 平成17年5月30日 | 〃    |
| 男女共同参画センター(再掲) | 平成17年8月5日  | 書面監査 |
| 消費生活センター       | 平成17年4月19日 | 実地監査 |
| 食肉衛生検査所        | 平成17年8月22日 | 書面監査 |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (キ) 商工労働部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関         | 実 施 日      | 実 施 方 法 |
|-----------------|------------|---------|
| 経 済 政 策 課       | 平成17年9月1日  | 実地監査    |
| 経 済 交 流 課       | 平成17年7月28日 | 〃       |
| 市 場 開 拓 課       | 平成17年7月13日 | 〃       |
| 産 業 開 発 課       | 平成17年8月4日  | 〃       |
| 産 業 技 術 セ ン タ ー | 平成17年7月12日 | 〃       |
| 労 働 雇 用 課       | 平成17年8月24日 | 〃       |
| 境 港 水 産 事 務 所   | 平成17年4月20日 | 〃       |
| 倉吉高等技術専門校       | 平成17年6月9日  | 〃       |
| 米子高等技術専門校       | 平成17年6月10日 | 〃       |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

概算旅費の返納が遅延していた。(産業技術センター)

求人開拓専門員設置業務委託契約において、予定価格調書を作成していなかった。(労働雇用課)

魚市場使用料について調定の漏れがあった。(境港水産事務所)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (ク) 農林水産部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関           | 実 施 日      | 実 施 方 法 |
|-------------------|------------|---------|
| 農 政 課             | 平成17年8月26日 | 実地監査    |
| 農 業 大 学 校         | 平成17年7月7日  | 〃       |
| 市 場 開 拓 課 ( 再 掲 ) | 平成17年7月13日 | 〃       |
| 経 営 支 援 課         | 平成17年8月10日 | 〃       |
| 団 体 指 導 課         | 平成17年8月25日 | 〃       |
| 生 産 振 興 課         | 平成17年7月28日 | 〃       |
| 畜 産 課             | 平成17年8月9日  | 〃       |
| 耕 地 課             | 平成17年7月28日 | 〃       |
| 林 政 課             | 平成17年8月26日 | 〃       |
| 森 林 保 全 課         | 平成17年7月13日 | 〃       |

|               |             |         |
|---------------|-------------|---------|
| 水 産 課         | 平成17年 8月26日 | 〃       |
| 鳥取地方農林振興局     | 平成17年 6月 8日 | 〃       |
| 八頭地方農林振興局     | 平成17年 5月20日 | 〃       |
| 農 業 試 験 場     | 平成17年 8月26日 | 書 面 監 査 |
| 園 芸 試 験 場     | 平成17年 4月19日 | 実 地 監 査 |
| 病 害 虫 防 除 所   | 平成17年 8月26日 | 書 面 監 査 |
| 畜 産 試 験 場     | 平成17年 5月30日 | 実 地 監 査 |
| 中 小 家 畜 試 験 場 | 平成17年 5月31日 | 〃       |
| 鳥取家畜保健衛生所     | 平成17年 5月12日 | 〃       |
| 倉吉家畜保健衛生所     | 平成17年 5月30日 | 〃       |
| 溝口家畜保健衛生所     | 平成17年 8月26日 | 書 面 監 査 |
| 林 業 試 験 場     | 平成17年 5月19日 | 実 地 監 査 |
| 境港水産事務所(再掲)   | 平成17年 4月20日 | 〃       |
| 水 産 試 験 場     | 〃           | 〃       |
| 栽培漁業センター      | 平成17年 5月13日 | 〃       |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

継続許可分に係る財産貸付収入が遅延して調定されていた。(畜産課)

継続許可分に係る行政財産使用料について調定の漏れがあった。(畜産課、農業試験場)

魚市場使用料について調定の漏れがあった。(境港水産事務所) (再掲)

時間外勤務手当が勤務実績に基づかず支給されていた。(水産試験場)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (ケ) 県土整備部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関      | 実 施 日       | 実 施 方 法 |
|--------------|-------------|---------|
| 管 理 課        | 平成17年 9月 1日 | 実 地 監 査 |
| 企 画 防 災 課    | 平成17年 8月10日 | 〃       |
| 道 路 課        | 平成17年 8月26日 | 〃       |
| 都 市 計 画 課    | 平成17年 8月25日 | 〃       |
| 河 川 課        | 平成17年 8月 4日 | 〃       |
| 治 山 砂 防 課    | 平成17年 8月 9日 | 〃       |
| 旧中部ダム予定地域振興課 | 平成17年 7月14日 | 〃       |
| 市瀬地区生活安定推進室  | 〃           | 〃       |
| 空 港 港 湾 課    | 平成17年 7月28日 | 〃       |
| 建 築 課        | 平成17年 7月20日 | 〃       |
| 鳥取地方県土整備局    | 平成17年 7月12日 | 〃       |
| 八頭地方県土整備局    | 平成17年 6月 8日 | 〃       |
| 姫路鳥取線用地事務所   | 平成17年 5月19日 | 〃       |
| 鳥取空港管理事務所    | 平成17年 5月12日 | 〃       |
| 鳥取港湾事務所      | 平成17年 4月19日 | 〃       |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

平成16年度燕趙園彩画体験イベント及び廃瓦活用事業開催業務に係る委託料の確定額に誤りがあった。(都市計画課)

雑入 (過年度の事務所賃借料過払い分の返納金) が遅延して調定されていた。(姫路鳥取線用地事務所)

継続許可分に係る漁港施設使用料及び港湾施設使用料が遅延して調定されていた。(鳥取港湾事務所)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(コ) 出納局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日      | 実 施 方 法 |
|---------|------------|---------|
| 出 納 局   | 平成17年8月24日 | 実 地 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

雑入 (こどもの四季コンサートの入場料) について、出納員から現金の引継ぎを受けていながら県口座への払込みが遅延していた。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(サ) 企業局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関   | 実 施 日      | 実 施 方 法 |
|-----------|------------|---------|
| 企 業 局     | 平成17年7月14日 | 実 地 監 査 |
| 東 部 事 務 所 | 平成17年8月8日  | 書 面 監 査 |
| 西 部 事 務 所 | 平成17年7月7日  | 実 地 監 査 |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(シ) 病院局

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日      | 実 施 方 法 |
|---------|------------|---------|
| 病 院 局   | 平成17年7月14日 | 実 地 監 査 |
| 中 央 病 院 | 平成17年7月12日 | 〃       |
| 厚 生 病 院 | 〃          | 〃       |

b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

(ス) 教育委員会

a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日 | 実 施 方 法 |
|---------|-------|---------|
|---------|-------|---------|



|                     |            |         |
|---------------------|------------|---------|
| 教 育 総 務 課           | 平成17年9月1日  | 実 地 監 査 |
| 福 利 室               | 平成17年8月9日  | 〃       |
| 教 育 環 境 課           | 平成17年8月26日 | 〃       |
| 小 中 学 校 課           | 平成17年7月27日 | 〃       |
| 障 害 児 教 育 室         | 平成17年8月10日 | 〃       |
| 高 等 学 校 課           | 平成17年8月3日  | 〃       |
| 家 庭 ・ 地 域 教 育 課     | 平成17年7月19日 | 〃       |
| 人 権 教 育 課           | 平成17年7月20日 | 〃       |
| 文 化 課               | 平成17年8月4日  | 〃       |
| 体 育 保 健 課           | 平成17年8月9日  | 〃       |
| 東 部 教 育 事 務 所       | 平成17年3月18日 | 〃       |
| 中 部 教 育 事 務 所       | 平成17年8月23日 | 書 面 監 査 |
| 西 部 教 育 事 務 所       | 〃          | 〃       |
| 教 育 セ ン タ ー         | 〃          | 〃       |
| 生 涯 学 習 セ ン タ ー     | 〃          | 〃       |
| 図 書 館               | 平成17年3月18日 | 実 地 監 査 |
| 博 物 館               | 平成17年8月23日 | 書 面 監 査 |
| 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー   | 平成17年3月18日 | 実 地 監 査 |
| ス ポ ー ツ セ ン タ ー     | 平成17年5月13日 | 〃       |
| 鳥 取 東 高 等 学 校       | 平成17年8月26日 | 書 面 監 査 |
| 鳥 取 西 高 等 学 校       | 平成17年6月9日  | 実 地 監 査 |
| 鳥 取 商 業 高 等 学 校     | 平成17年8月30日 | 書 面 監 査 |
| 鳥 取 工 業 高 等 学 校     | 〃          | 〃       |
| 鳥 取 湖 陵 高 等 学 校     | 〃          | 〃       |
| 鳥 取 緑 風 高 等 学 校     | 〃          | 〃       |
| 青 谷 高 等 学 校         | 〃          | 〃       |
| 岩 美 高 等 学 校         | 〃          | 〃       |
| 八 頭 高 等 学 校         | 〃          | 〃       |
| 智 頭 農 林 高 等 学 校     | 平成17年5月19日 | 実 地 監 査 |
| 倉 吉 東 高 等 学 校       | 平成17年6月9日  | 〃       |
| 倉 吉 西 高 等 学 校       | 平成17年8月30日 | 書 面 監 査 |
| 倉 吉 農 業 高 等 学 校     | 平成17年7月7日  | 実 地 監 査 |
| 倉 吉 産 業 高 等 学 校     | 平成17年8月30日 | 書 面 監 査 |
| 倉 吉 工 業 高 等 学 校     | 〃          | 〃       |
| 倉 吉 総 合 産 業 高 等 学 校 | 〃          | 〃       |
| 鳥 取 中 央 育 英 高 等 学 校 | 〃          | 〃       |
| 由 良 育 英 高 等 学 校     | 〃          | 〃       |
| 赤 碕 高 等 学 校         | 平成17年8月31日 | 〃       |
| 米 子 東 高 等 学 校       | 平成17年9月2日  | 〃       |
| 米 子 西 高 等 学 校       | 平成17年6月10日 | 実 地 監 査 |
| 米 子 高 等 学 校         | 平成17年8月30日 | 書 面 監 査 |
| 米 子 南 高 等 学 校       | 平成17年6月10日 | 実 地 監 査 |
| 米 子 工 業 高 等 学 校     | 平成17年8月31日 | 書 面 監 査 |

|                      |            |      |
|----------------------|------------|------|
| 米子白鳳高等学校             | 平成17年8月30日 | 〃    |
| 境高等学校                | 〃          | 〃    |
| 境水産高等学校              | 平成17年8月31日 | 〃    |
| 境港工業高等学校             | 〃          | 〃    |
| 境港総合技術高等学校           | 〃          | 〃    |
| 日野高等学校               | 〃          | 〃    |
| 鳥取盲学校                | 〃          | 〃    |
| 鳥取 <sup>ろう</sup> 聾学校 | 平成17年5月12日 | 実地監査 |
| 鳥取養護学校               | 平成17年4月19日 | 〃    |
| 白兔養護学校               | 平成17年8月31日 | 書面監査 |
| 倉吉養護学校               | 平成17年9月2日  | 〃    |
| 皆生養護学校               | 〃          | 〃    |
| 米子養護学校               | 〃          | 〃    |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

教職員住宅に係る財産貸付収入の未収金について、督促及び違約金の徴収を行っていなかった。  
(福利室)

県近世社寺建築測量業務委託契約において、予定価格調書を作成していなかった。(文化課)

概算旅費の返納が遅延していた。(青谷高等学校、米子工業高等学校)

雑入(過年度の通勤手当過払い分の返納金)が遅延して調定されていた。(日野高等学校)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (セ) 警察本部

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関 | 実 施 日      | 実 施 方 法 |
|---------|------------|---------|
| 警 察 本 部 | 平成17年8月30日 | 実地監査    |
| 岩美警察署   | 平成17年8月26日 | 書面監査    |
| 鳥取警察署   | 平成17年6月7日  | 実地監査    |
| 郡家警察署   | 平成17年8月26日 | 書面監査    |
| 智頭警察署   | 〃          | 〃       |
| 浜村警察署   | 〃          | 〃       |
| 倉吉警察署   | 〃          | 〃       |
| 八橋警察署   | 平成17年4月19日 | 実地監査    |
| 米子警察署   | 平成17年4月20日 | 〃       |
| 境港警察署   | 平成17年8月26日 | 書面監査    |
| 溝口警察署   | 〃          | 〃       |
| 黒坂警察署   | 平成17年5月31日 | 実地監査    |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、今後このようなことのないよう適正な事務処理を行われたい。

行政財産使用料の調定金額に誤りがあった。(警察本部)

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (ソ) 委員会等

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関             | 実 施 日      | 実 施 方 法 |
|---------------------|------------|---------|
| 監 査 委 員 事 務 局       | 平成17年9月1日  | 実 地 監 査 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局     | 平成17年7月27日 | 〃       |
| 地 方 労 働 委 員 会 事 務 局 | 平成17年7月13日 | 〃       |

(注) 地方労働委員会は、労働組合法の一部を改正する法律（平成16年法律第140号）の施行に伴い、平成17年1月1日から労働委員会へ名称が変更された。

## b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

## (タ) 県議会事務局

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関     | 実 施 日      | 実 施 方 法 |
|-------------|------------|---------|
| 県 議 会 事 務 局 | 平成17年7月27日 | 実 地 監 査 |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、改善を要すると認められた事項については、文書により注意を行った。

## (チ) 協議会

## a 監査の対象機関、実施日及び実施方法

| 対 象 機 関                        | 実 施 日      | 実 施 方 法 |
|--------------------------------|------------|---------|
| 旧 中 部 ダ ム 予 定 地 域<br>振 興 協 議 会 | 平成17年9月27日 | 書 面 監 査 |

## b 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

## 2 監査意見

## (1) 防災局

消防防災ヘリコプターの委託運航への競争入札の導入について（消防防災航空室）

消防防災ヘリコプターの委託運航は、平成10年2月の機体導入時に競争入札を実施して以来、本年度まで同一業者と1者による随意契約を毎年度継続している。

その理由として、消防防災ヘリコプターの運航の特殊性から、操縦士がすべて変更となった場合には、県内の地理及び気象の特徴を習熟する訓練等に相当の期間を要し、その間は緊急運航等が実施できないということがあげられている。

しかし、契約の公平性を確保し、より透明性を向上させることが重要であると考えられるので、競争入札の導入を図られたい。

また、事業者が入札に参加しやすい環境づくりが図られ、経費の節減にも資すると考えられるので、一定期間の債務負担行為の設定による契約についても検討されたい。

## (2) 防災局、総務部、福祉保健部、生活環境部及び教育委員会共通

適正な財産管理の徹底について（消防課、管財課、障害福祉課、衛生環境研究所、教育環境課及び体育保健課）

県では多数の行政財産や普通財産を有しており、その適正な管理は、各機関の重要な業務の一つとなっている。しかし、これらの財産の使用許可や貸付の際に、使用料等の徴収の遅延や減免理由の適用の誤り、許

可を受けた者と実際の使用者の相違等の不適正な事務処理が行われている事例が数多く見受けられた。

については、各所管部局においては、より一層適正な財産管理が図られるよう取り組まれない。

また、財産管理主管課である管財課は、各部局において適正な財産管理が図られるように努め、特に行政財産の使用許可に応じた減免基準の見直しや、行政財産の使用に付随する電気・ガス・水道等の経費に係る徴収時期の基準の設定等を行うとともに、各部局に徹底するよう指導されたい。

(3) 総務部、病院局、教育委員会及び警察本部共通

保守点検業務に係る委託契約への競争入札の導入について (管財課、病院局総務課、教育総務課及び警察本部会計課)

県が行う各種機器・設備の保守点検業務に係る委託契約は、多くが当該機器等の設計・施工業者又は納入業者との1者による随意契約となっており、その理由の多くは、他に当該機器等の保守点検を行うことができる者がいないというものである。

しかし、中央病院のエレベーターの保守委託等について、平成16年度までは1者による随意契約であったものを、平成17年度に競争入札を実施したところ納入業者以外の業者からも応札があり、予定価格に対する落札価格の割合が下がっている状況が見受けられた。

については、機器等の保守点検業務に係る委託については、安易に1者による随意契約を行うことなく、契約の公平性を確保しより透明性を向上させる観点から、競争入札の導入を積極的に図られたい。

(4) 企画部

女性に対するあらゆる暴力をなくすための対策の推進について (男女共同参画推進課)

近年、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の女性に対する暴力による人権侵害が増加傾向にあり、また、女性に対する暴力においては、暴力を振るった側の男性も苦しむ側面もあると言われている。

このような女性に対する暴力の防止対策の推進に当たっては、個々の施策ごとに関係機関や外部有識者も参画した推進体制が整備され、対策に取り組まれているものもあるが、全庁をあげての総合的な取組が十分行われているとは言えない状況にある。

については、被害者も加害者も相談しやすい環境を整備する等、基盤整備の充実を図るとともに、各部局、関係民間団体等との連携を一層深め、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進されたい。

(5) 福祉保健部

ア 県民が利用する県有施設のバリアフリー化の推進について (福祉保健課)

県では、平成8年に鳥取県福祉のまちづくり条例 (平成8年鳥取県条例第18号) を制定し、高齢者等が自らの意思で行動でき、社会参加できる福祉のまちづくりを進めている。

更に、平成11年には市町村や民間の模範となるよう県有施設整備方針を定め、各施設を管理する部局が計画的に県有施設のバリアフリー化に努めることとしている。

しかし、平成13年度以降、県全体の整備状況は把握されていない状況にあり、バリアフリー化が必要な施設で未整備の箇所もあるものと思われる。

については、条例の主管部局である福祉保健部は、県有施設のバリアフリー化の整備状況について早急に調査のうえ状況を把握するとともに、各部局に対して未整備施設の改善について積極的に働きかけられたい。

イ 自閉症・発達障害支援センターの体制の充実について (障害福祉課)

自閉症・発達障害支援センターは、自閉症・発達障害のある方やその家族の方が豊かな地域生活を送ることができるようにするための支援を行うことを目的として平成16年6月に開設され、多くの方への相談支援や関係機関への技術支援等を行っている。

同センターは、職員4名体制で、県中部に拠点を置き、全県を対象に活動しているが、相談件数は開設以来増加傾向にあり、現状の体制では相談の要望等に十分に対応しきれていない状況にあると思われる。

については、各圏域において相談の要望等に十分に応えることができるよう、東部地区の鳥取療育園や西

部地区の総合療育センター等に相談・支援機能を持たせる等、自閉症・発達障害支援センターの体制の充実について検討されたい。

ウ 心と身体の両面から取り組む女性の健康対策の推進について（健康対策課）

女性は生涯を通じて特有の健康問題に直面する機会が多く、とりわけ、本県の子宮ガンの死亡率は全国に比べ高い状況にあり、早期発見、早期治療が必要とされている。

また、人工妊娠中絶の実施率が全国で最も高い状況からみて、性や避妊への理解が十分とは言えず、将来の心身の健康に悪影響を及ぼすことが危惧されている。

一方、一般的に年配の女性に多く見られる骨そしょう症についても増加傾向にあるとの指摘がなされているが、検診の状況をみると実施されていない市町村も多く見受けられる。

については、女性は一生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題を抱えていることを念頭に置き、関係機関と連携して多くの女性が定期的に健康診断を受診するよう啓発する等、心と身体の両面から取り組む女性の健康対策について、より一層の充実を図られたい。

(6) 生活環境部

鳥取県版環境管理システム認定制度の普及について（環境政策課）

環境立県を推進するため、全国に先駆けて平成13年度に県が創設した鳥取県版環境管理システム認定制度は、県民の環境問題についての意識を高め、身近な取組を実践するのに大変有効な施策となっている。

しかしながら、本システムの認定件数をみると、平成16年度末現在、小規模事業所は102件で一定の普及がみられる状況にあるのに対し、県民にとって身近な取組となる小学校及び中学校が28校、家庭及び地域部門が4件にとどまり、県民への普及が十分であるとは言えない状況にある。

については、小学校及び中学校並びに家庭及び地域部門で当該制度が普及しない要因を探り、取り組みやすいように改善を図るとともに、重点的に啓発を行うことにより、本システムを利用した環境配慮活動が県民運動として広がるよう努められたい。

(7) 農林水産部

林業技術工芸実習館の適正な管理について（林政課）

鳥取県立二十一世紀の森の施設のうち、林業技術工芸実習館（以下「実習館」という。）は木工機器等を備えた実習施設で、小学校PTAの親子会や公民館活動の木工教室等に利用されているところである。

しかし、実習館は、鳥取県立二十一世紀の森管理規則（昭和60年鳥取県規則第9号。以下「規則」という。）では土曜日が開館日となっているにもかかわらず事前の申込みがない限り閉館しており、規則と実態が合っていない状況となっている。また、林業試験場のホームページには土曜日が休館日と掲載されており、規則と異なった記述となっている。

については、県民の当該施設の利用状況を勘案し、規則の改正も含めて対応を検討されたい。

(8) 県土整備部

ア 道路や河川等の維持管理への住民参画の推進について（企画防災課及び河川課）

近年、県では、河川の葦等の伐開を地区住民が行う場合に交付金を支給する制度や、道路や河川等を清掃するボランティア団体に奨励金を支給する制度を創設する等、道路や河川等の維持管理への住民参画の事業を推進している。

これらの事業は、住民が自分の住む地域を自ら美しくするといった効果の他に、身近な道路や河川等への愛護意識の醸成に役立つとともに、地域住民同士のコミュニケーションを高め、地域の活性化にも貢献している。

しかし、これらの事業は、その対象要件等の詳細な内容についてはまだ県民に十分浸透していない状況にあると思われる。

については、これらの事業について、更にPRし、その取組が全県に広がるよう努力されたい。

イ 採石業者への適正な指導について（治山砂防課）

採石場は、公共事業等にとって不可欠な原材料を提供する民間事業場であるが、一方、周辺地域への防

災面や景観面に大きな影響を与えるものである。

県土整備部では、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の改正を行い、新たに採石場安全対策審議会を設置する等、採石場の安全対策に力を入れているところであるが、本年5月下旬から6月下旬までに県下の採石場を一斉点検したところ、改善が必要な採石場はおよそ3分の2に及び、中には採石場の認可区域外で採取を行っているといった事例も見受けられたところである。

については、県では既に法令上の処分等について行っているところではあるが、改善が必要な箇所に対して引き続き厳正に対応するとともに、採石場が適正に運営されるようきめ細かな巡視や指導に努められたい。特に、景観上問題となる箇所の法面の緑化については、今後、重点的に指導されたい。

#### (9) 教育委員会

##### ア 教職員の給与の誤支給の防止について（教育総務課及び高等学校課）

県教育委員会では、過年度における教職員の給与の認定誤り等による返納額が平成16年度には400万円を超えている。この中には、通勤手当の認定誤りによる誤支給の総額が162万円余に上り、その内85万円余が消滅時効となっていた事例もあった。

については、給与の認定誤り等を防止し、誤支給を生じさせないよう一層の努力をされたい。

また、誤支給された通勤手当の一部が消滅時効となっていた事例については、返納の決定手続の遅延により、数か月分の当該手当が余分に消滅時効となったと考えられる。今後このようなことのないよう関係機関がよく連携し、返納の手続を速やかに行われたい。

##### イ 教職員による児童・生徒への人権侵害の防止について（小中学校課、障害児教育室、高等学校課及び人権教育課）

最近、湯梨浜町の小学校で教職員による児童への人権侵害が発覚した。

これは、人権侵害を行った教職員の子どもの人権を尊重する意識の欠如に起因するものであり、また、保護者からの苦情等の申出に対して学校長が速やかな事実確認と対応を行っていなかったこと等も判明したところである。

については、今後このような事件を起こさないために、教職員自身の資質の向上を図るとともに、万一人権侵害が起き、児童・生徒や保護者から相談があった場合に備えて、相談に対する対応指針等の整備について検討されたい。

また、併せて、より公平な解決を図るために、学校の外部の目を介在させる仕組の導入についても検討されたい。

##### ウ 性教育の充実について（体育保健課）

鳥取県の十代の人工妊娠中絶の実施率は全国で一番高く、また、この数値から推測すると、無防備な性交渉に伴う性感染症、さらにHIV（エイズウイルス）の感染が潜在的に県内に広がっている恐れもある。

また、思春期や青年期等にある若い恋人の間での暴力（いわゆるデートDV）等による性交渉が今日の社会で既に広く起きていると言われている。

については、望まれない妊娠を避け、性感染症から身を守るために、自分を大切に相手も大切にすると、人権を尊重する視点からの児童・生徒に対する性教育を充実されたい。

#### (10) 警察本部

##### ア 警察署の相談室の雰囲気づくりについて（会計課及び生活安全企画課）

警察署において平成16年中に警察安全相談員等が処理した相談件数は1万2千件を超えており、県民の警察に寄せる期待の大きさがうかがえる。

相談室は、相談に来所した県民が心を開いて相談できる環境となっていることが必要と思われるが、その点で不十分な警察署も見受けられる。

については、相談室の仕様等を工夫し、雰囲気を和らげるよう配慮されたい。

##### イ 女性警察官の計画的な採用について（警務課）

ドメスティック・バイオレンスや性犯罪等の女性に対する犯罪は依然として多くみられ、また、統計数

値や相談件数として現れない潜在的な被害も多いと考えられており、これらの女性に対する犯罪に対しては、女性警察官の対応が望まれているところである。

また、青少年の非行防止を図る上でも、女性警察官の果たす役割は極めて大きいものがあると思われる。

については、女性警察官の重要性、職域の拡大等に十分配慮し、本県の女性警察官の中期的な配置計画等に基づいた計画的な採用について検討されたい。

